各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　　御 中

← 厚生労働省　老健局老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

科学的介護情報システム（LIFE）の運営主体の移管に係る周知について

計１１枚（本紙を除く）

Vol.１４８４

令和８年３月２３日

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線３９４４、３９４５）
FAX：03-3595-4010

事　務　連　絡
令和８年３月 23 日

都道府県介護保険主管課（室）
各　市町村介護保険担当課（室）　　御中
介護保険関係団体

厚生労働省老健局老 人 保 健 課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

科学的介護情報システム（LIFE）の運営主体の移管に係る周知について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「科学的介護情報システム（LIFE)」（以下「LIFE」という。）について、令和８年４月から介護情報基盤が稼働することに伴い、令和８年５月 11 日より、LIFE の運営主体を厚生労働省から公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）に移管し、国保中央会が運用する LIFE（以下「国保中央会運用 LIFE」という。）としてサービスの提供を開始する予定です。

つきましては、国保中央会運用 LIFE の稼働に関し、現在、厚生労働省が運営している LIFE（以下「厚労省運用 LIFE」という。）からの変更点や、稼働に係る事業所・施設における必要な作業、スケジュールについて、下記のとおりご連絡します。LIFE 関連加算を継続して算定するためには事業所・施設において必要な作業を期限内に行っていただく必要がありますので、各都道府県におかれましては、内容についてご了知の上、本事務連絡の内容について、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知をお願いいたします。

記

１．国保中央会運用 LIFE の稼働開始について

介護情報基盤については、国保中央会の運営により、令和８年４月１日から稼働を開始する予定です。

介護情報基盤の稼働開始に伴い、LIFE についても、国保中央会へ移管することとし、令和８年５月 11 日から、国保中央会運用 LIFE として新たに稼働を開始する予定です（※)。国保中央会運用 LIFE では、利用者情報をサーバ上に保持する等、利便性をより一層向上させること等を目的として、厚労省運用 LIFE から一部の機能に変更を加えております。主な変更点は、以下のとおりですが、詳細については別紙「厚労省運用 LIFE からの変更点及びスケジュール等の詳細について」（以降、別紙と言う。）の p. １～６を

ご参照ください。
（主な変更点）
① バックアップファイルの授受を廃止
② 電子証明書の導入
③ 端末認証用の一時パスコード認証の廃止
④ LIFE ホームページからのログイン機能の導入
⑤ 利用者情報を正確にチェックするための機能の導入

（※）国保中央会運用 LIFE に提出されたデータの一部は、介護情報基盤に連携され、介護保険資格確認等 WEB サービスを通じて、利用者と関係する介護事業所との間で参照可能となります。

２．事業所・施設に必要な事前準備及び作業等について

現在、厚労省運用 LIFE を利用している各事業所・施設において、LIFE 関連加算を継続して算定いただくためには、令和８年５月 11 日から令和８年７月 31 日までの間に国保中央会運用 LIFE への移行作業が必要となります。これに先立ち、厚労省運用 LIFE において移行の準備を行うため、令和８年４月 24 日からは、厚労省運用 LIFE への新規利用申請、事業所サービス及び利用者情報の削除ができなくなります。また、厚労省運用 LIFE については、令和８年９月１日にサービスを停止する予定です。

スケジュールの詳細については、別紙のｐ．８をご参照ください。

国保中央会運用 LIFE の利用を開始するに当たって、以下の①～③の事前準備や移行の作業等が必要となります。事前準備として必要な①の電子証明書を取得する作業については、事業所・施設内での要否の確認に時間を要する場合もあるため、移行作業が始まる前に対応をお願いします。詳細については、別紙の p. ７をご参照ください。

また、②以降の作業については、具体的な作業内容等を記載した「移行ガイド」を、令和８年４月頃に厚生労働省 HP の「科学的介護情報システム（LIFE）について」のページ、厚労省運用 LIFE、国保中央会運用 LIFE 等にて配布する予定です。

（必要な作業）
① 電子証明書（介護保険証明書/介護 DX 証明書）の取得及びインストール
② 厚労省運用 LIFE から国保中央会運用 LIFE への移行
③ 国保中央会運用 LIFE での利用者情報の再登録

なお、②の厚労省運用 LIFE から国保中央会運用 LIFE への移行後は、厚労省運用 LIFE では、これまで登録したデータの参照のみが可能となり、情報の登録はできなくなります。また、移行では、アカウントの ID・パスワード、事業所情報は国保中央会運用 LIFE へ引き継がれますが、利用者情報や様式情報が引き継がれないため、ご留意いただきま

すようお願いします。

３．国保中央会運用 LIFE を利用する場合の注意事項等

国保中央会運用 LIFE を利用する場合の注意事項等は次のとおりです。

（１）令和８年５月 11 日以降の様式情報等の提出について【厚労省運用 LIFE をご利用の事業所・施設】

令和８年５月 11 日以降の様式情報等の提出に当たっては、移行作業前である場合は厚労省運用 LIFE から様式情報を提出、移行作業後である場合は国保中央会運用 LIFE から様式情報の提出をお願いします。

なお、厚労省運用 LIFE で提出した様式情報等は、国保中央会運用 LIFE に引き継がれませんが、厚労省運用 LIFE で提出した月の様式情報等を国保中央会運用 LIFE で再度提出する必要はありません。

（２）「フィードバック参照」機能について【国保中央会運用 LIFE をご利用の全事業所・施設】

国保中央会運用 LIFE では、厚労省運用 LIFE 同様に「フィードバック参照」機能の利用が可能ですが、フィードバックの集計対象は、国保中央会運用 LIFE に登録された各事業所・施設のデータのみとなり、厚労省運用 LIFE に登録されているデータは集計対象外となります。このため、国保中央会運用 LIFE に表示されるフィードバックでは、移行した事業所・施設が登録したデータを集計したもののみが表示されます。厚労省運用 LIFE のサービス停止以降も過去のフィードバックが必要な場合は、事前にフィードバック画面より PDF 等にて出力・保存してください。

（３）LIFE への様式情報の提出が必要な介護報酬上の加算の取扱いについて

国保中央会運用 LIFE への移行に伴い、LIFE への様式情報の提出が必要な介護報酬上の加算の取扱いについては、別途事務連絡及びＱ＆Ａを発出し、改めてお知らせする予定です。

４．問い合わせ先について

本事務連絡の内容についてお問い合わせがございましたら、厚労省運用 LIFE のヘルプデスクの「お問い合わせフォーム」からご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】
＜本事務連絡全般について＞
・厚労省運用 LIFE　ヘルプデスク
https://life-web.mhlw.go.jp/common-inquiry

以上

厚労省運用LIFEからの変更点

- 国保中央会運用LIFEの稼働に当たって、次の機能変更等により、介護事業所・施設に対し、より一層の利便性の向上を図る。
- 主に変更となる点は下記のとおり。後続のスライドに詳細を記載する。

1 バックアップファイルの授受を廃止

バックアップファイルの授受が不要となり、**利便性が向上**

2 電子証明書の導入

電子証明書を用いた端末認証により、**セキュリティが向上**
（介護DX共通）

3 端末認証用の一時パスコード認証の廃止

端末認証用の一時パスコードが不要となり、**利便性が向上**

4 LIFEホームページのリンクからログイン可能

LIFEアイコンの取得が不要となり、**利便性が向上**

5 利用者情報の正確性をチェックする機能の追加

利用者情報の誤りが自動検出でき、**誤登録の防止が可能**
※本機能は、利用者の資格を管理する保険者が介護情報基盤に対応した後に利用が可能となる。

1 バックアップファイルの授受を廃止

- 厚労省運用LIFEは、利用者の個人情報を事業所の端末内に保存しているため、操作職員が管理ユーザーと別の端末を利用している場合等では、**個人情報の表示のためにはバックアップファイルの授受が必要であった。**
- 国保中央会運用LIFEでは、利用者の個人情報をLIFEのサーバ上に保持するため、**バックアップファイルの授受が不要**となる。

＜管理ユーザーが情報を更新したときの別端末における画面表示＞

＜厚労省運用LIFE＞

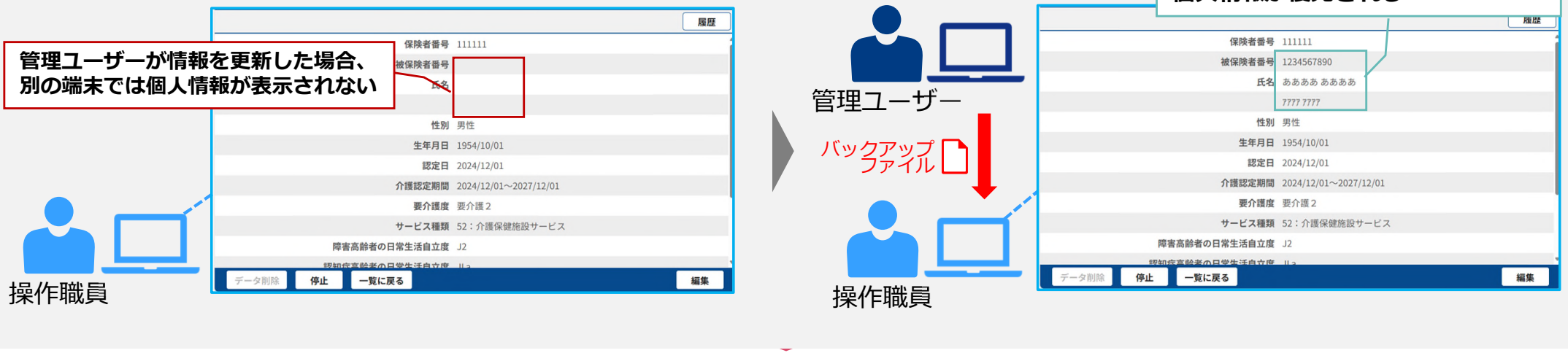

＜国保中央会運用LIFE＞

2 電子証明書の導入

● 各介護事業所が安心してLIFEを利用できるよう、セキュリティ向上の仕組みとして、国保中央会運用LIFEでは**電子証明書を用いた認証の仕組みを設ける（介護保険資格確認等WEBサービス同様の仕組みとなる）。**これにより、ID・パスワードを知った第三者によるログインを防止できる。

電子証明書をインストールした端末でのみログイン可能とすることで、安心してLIFEの利用が可能

【国保中央会運用LIFEログインの手順】

管理ユーザ・
操作職員

事前作業として各端末に電子証明書※
（介護保険証明書・介護DX証明書）をインストール

国保中央会運用LIFE
ログインページでID・パスワードを入力可能

メニューへ

【悪意のあるユーザによるログインの場合】

ID・パスワードを
知った第三者

端末に電子証明書を未インストール

ログイン画面遷移不可

※介護保険資格確認等Webサービスと同様の電子証明書を使用

3 端末認証用の一時パスコード認証の廃止

- 厚労省運用LIFEは、端末毎に一時パスコード認証を行う必要があった。
- 国保中央会運用LIFEでは、**一時パスコード認証が不要となる**。

<一時パスコード認証のイメージ>

<厚労省運用LIFE>

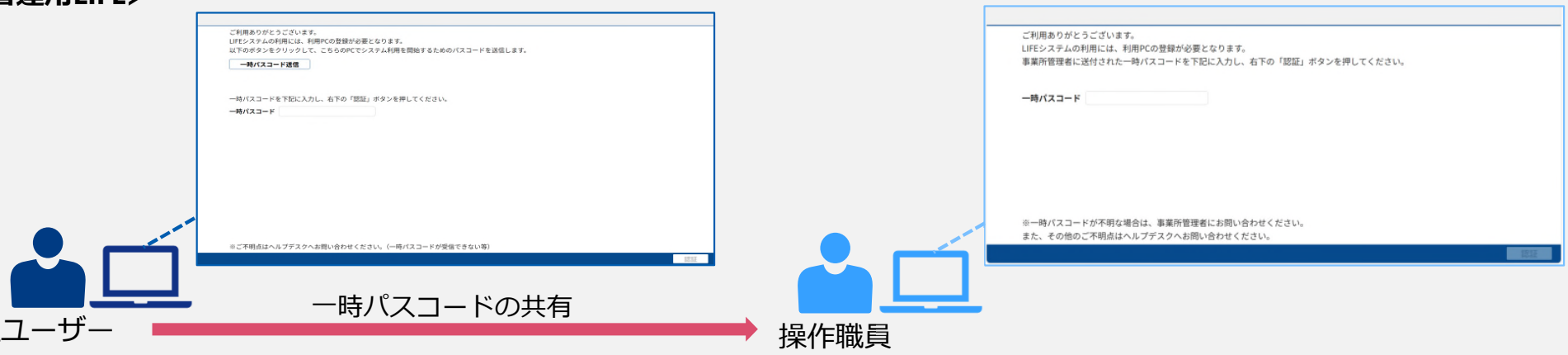

<国保中央会運用LIFE>

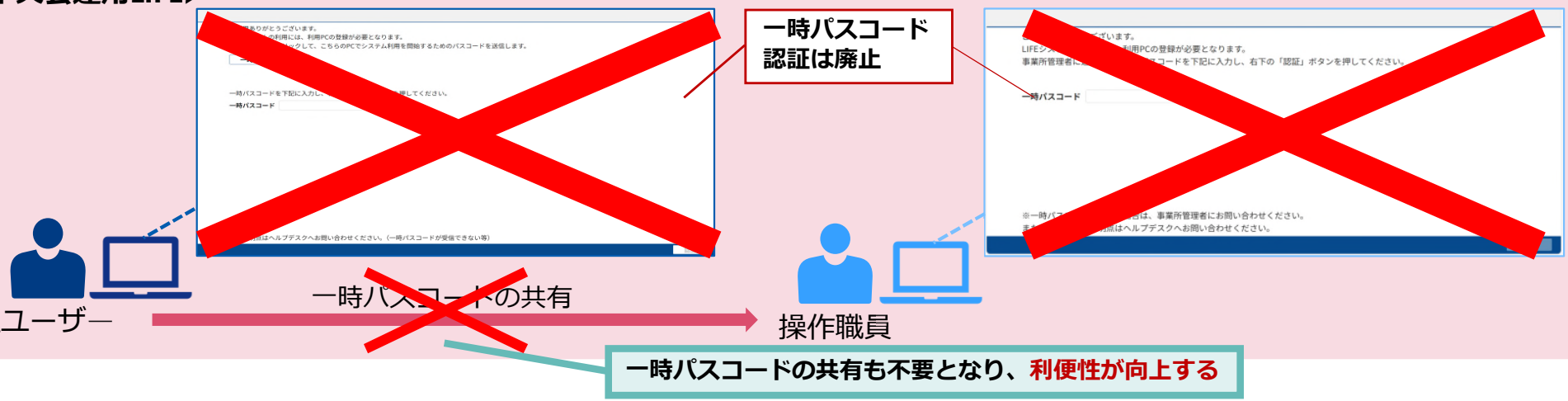

4 LIFEホームページのリンクからログイン可能

- 厚労省運用LIFEは、各職員の端末に導入した**LIFEアイコンからログインする必要があった**。
- 国保中央会運用LIFEでは、**LIFEホームページのリンクからログイン可能**となり、端末への**LIFEアイコンの導入が不要**になる。

<ログイン時の動作イメージ>

<厚労省運用LIFE>

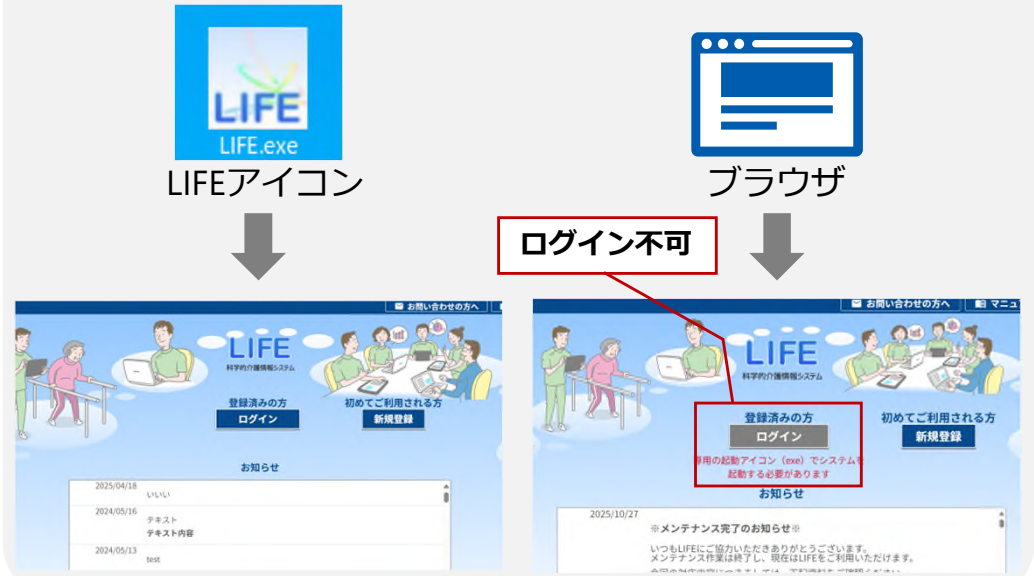

<国保中央会運用LIFE>

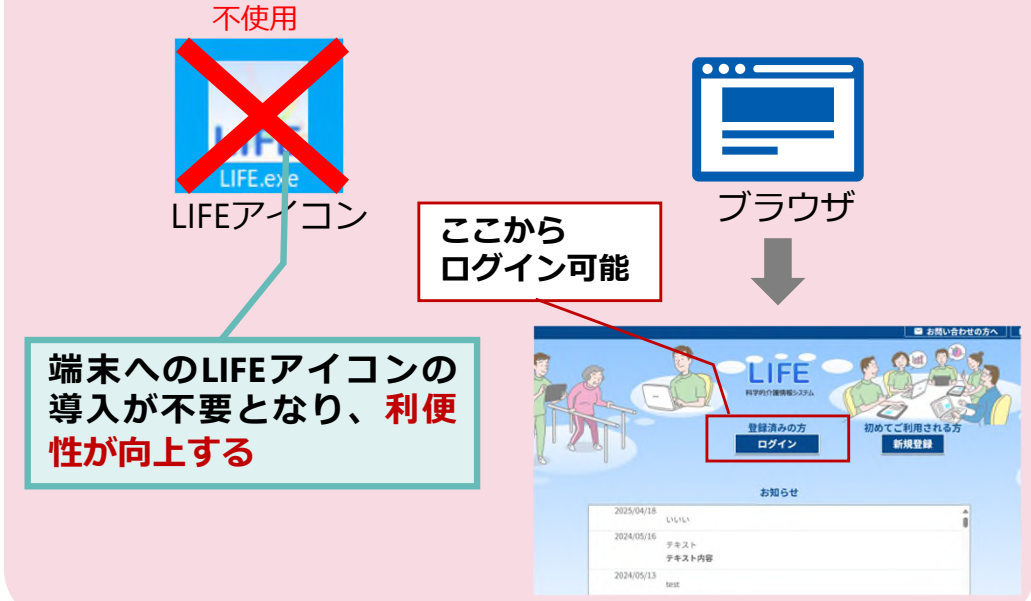

5 利用者情報の正確性をチェックするための機能の導入

- 国保中央会運用LIFEでは、新規登録し、又は登録済みの利用者情報について、**介護情報基盤で保有する利用者本人に関する資格情報（介護被保険者証情報）との照合により、被保険者本人であることの正確性を確認する機能**を設ける。
  （保険者番号・被保険者番号・生年月日・性別の４項目を照合）
- なお、確認の対象となる被保険者は、介護情報基盤に対応した保険者に属する被保険者のみとなり、未対応の保険者に属する被保険者については、正確性の確認はされない。

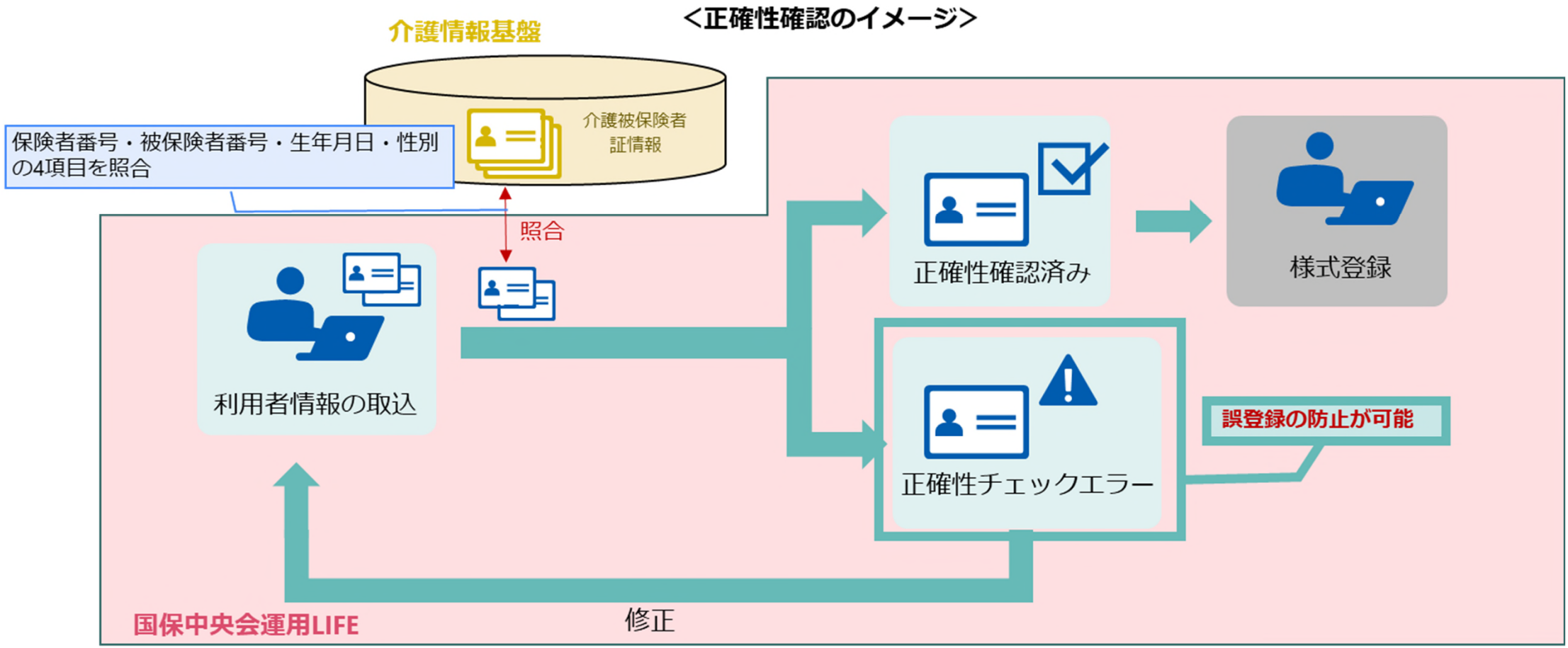

※画面入力・CSV取込の両方で正確性チェックが行われる

国保中央会運用LIFE利用に当たっての電子証明書の取得について

- 国保中央会運用LIFEの利用には、電子証明書（介護保険証明書 又は 介護DX証明書）が必要です。
- 下記を参考に、事業所・施設において電子証明書の新規取得が必要かどうかを確認し、必要な場合は余裕をもった対応をお願いします。

事前準備　電子証明書の取得

- 国保中央会運用LIFEの利用には、**端末に電子証明書（介護保険証明書　又は　介護DX証明書）が必要**です。
- あなたの事業所・施設が（１）と（２）に該当するか確認をお願いします。

（１）　①か②のいずれかに該当
　　① **電子請求受付システム**へログインしレセプト請求をしている
　　② **ケアプランデータ連携システム**を利用している
（２）　**（１）①②で利用している端末と、国保中央会運用LIFEで利用する予定の端末が同じ**

- （１）と（２）の両方に該当する場合、電子証明書の取得は**不要**です。
- （１）と（２）のどちらかにしか該当しない場合、電子証明書の取得が**必要**です。介護情報基盤ポータルサイトの**「【別紙】セットアップ手順書（電子証明書編）」をご確認いただき、電子証明書をインストール**してください。

●「【別紙】セットアップ手順書（電子証明書編）」 掲載先
〇介護情報基盤ポータルサイト　ホームページ　＞各種資料　＞
https://www.kaigo-kiban-portal.jp/materials
＞導入準備について知る
【別紙】 セットアップ手順書（電子証明書）
https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/tebiki_besshi_02.pdf

国保中央会運用LIFE稼働に係るスケジュール

- 令和８年５月11日に、国保中央会が運用する国保中央会運用LIFE が稼働開始予定である。
- 各事業所・施設においては、５月11日から７月31日は移行期間として、厚労省運用LIFEからの移行作業が必要です。

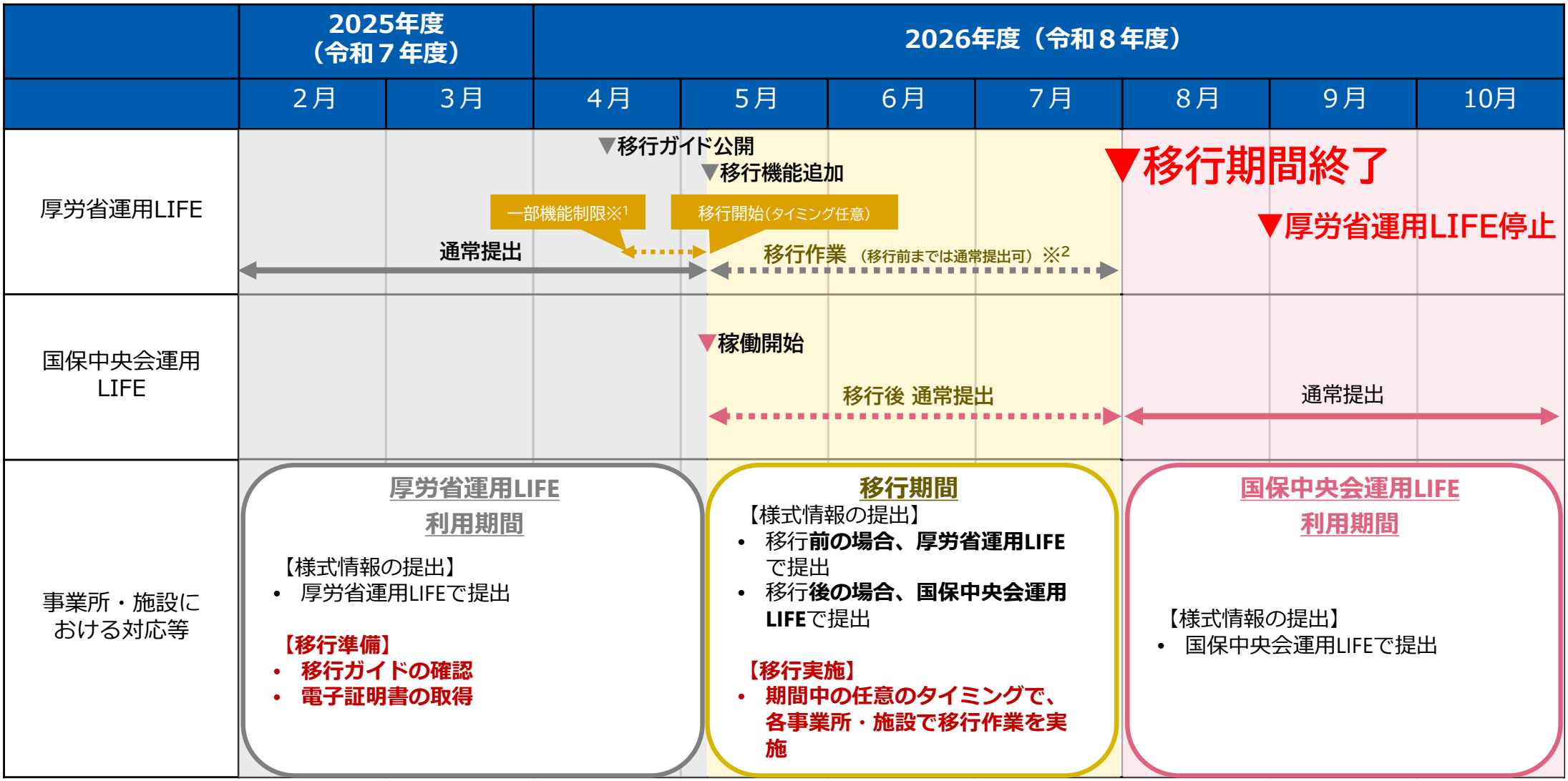

※1 厚労省運用LIFEで登録済みの事業所サービス情報及び利用者情報の削除、事業所の新規利用申請が制限される（4月下旬頃に厚労省運用LIFEのDB上で保有する一部データを国保中央会運用LIFEに移行するため）
※2 移行後の厚労省運用LIFEではデータの参照のみ可能